

# さて、最高裁を変えるには ——任命制度と国民審査 〈第五五回司法制度研究集会から〉

## ◆特集にあたって

二〇二五年一二月二三日、第五五回目の司研集会では、「さて、最高裁を変えるには——任命制度と国民審査」と題して、最高裁裁判官の任命制度と国民審査について議論しました。

これまで司研集会では、司法の「病理」を取り上げてきました。それは司法が国や大企業に追随しある墨付きを与えるだけの機関となつていることを改めたいという切実な要望を受けてでした。こうした病理の一つに「司法の独立」の侵害が挙げられます。本来、司法(裁判所)には、内閣や国会から独立して、抑制と均衡のもとに、権力の濫用や暴走を防ぎ、国民の権利と自由を保障する砦となることが期待されているはずです。しかし、司法を担う裁判所とりわけ最高裁が、行政と癒着し、社会の在り方を歪めている実態が、近時、次々と明らかになりました。

こうした司法の病理の分析を踏まえて、前回の二〇二四年の司研集会では、事件報告の後に最高裁改革に対する具体的な提言を行いました。一つは、最高裁裁判官の任命手続を透明化するとともに、市民の意見を反映するシステムをつくるものです。もう一つは、国民審査制度を改正して、不適格な最高裁裁判官を罷免し得る実効性のあるものとするものです。

これを受けて今回の司研集会では、この二つの制度改革を具体案を紹介し理解を深めてもらいました。最高裁任命制度と公聴会制度に

ついては新屋達之福岡大学元教授から、そして国民審査の改革については西川伸一明治大学教授から詳しい説明を行い、参加者から質問や感想をいただきました。この具体的な提言に先立つて、現状の司法の問題点について歴史をさかのぼつて分析する必要があることから、西川伸一教授に「石田和外最高裁長官が『定礎』した日本の司法」というテーマで講演をいただきました。

また、最高裁の在り方に問題意識を持つ方々から、その悩みと共に改革の方向性についてのご意見もいただきました。

こうした議論を踏まえて、改革提言については、参加者全員の賛同を得ました。参加した市民からは、最高裁改革のためにぜひ法律家が中心となつて運動を広げてほしいとの要望も出されました。私たちは、多くの法律家や市民のみなさんと力を合わせて、最高裁改革に向かって大きな一步を踏み出し、具体的な改革に結実させていきます。

最後になりましたが、共催団体となつて支えていただいた自由法曹団、青年法律家協会弁護士学者合同部会、社会文化法律センター、また協賛団体となり当日も多数の参加をしていただいた全司法労働組合には感謝申し上げます。（日本民主法律家協会事務局長 大山勇一）



◆連合会館を拠点にオンラインを併用し、全国から100名近い参加者が集まった。